

議案第 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日限り周陽環境整備組合を脱退させ、並びに令和 5 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合同規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体に宇部市、萩市及び宇部・山陽小野田消防組合を加え、同条第 11 号に規定する事務を共同処理する団体に萩市を加えること並びにこれに伴い同組合同規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 ○年 ○月 ○日提出

● ● 市 長
● ● ● ● ●

山口県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約
別表第 1 中「、周陽環境整備組合」を削る。

別表第 2 の 2 及び 6 の項中「、周陽環境整備組合」を削り、同表の 8 の項中「下松市」を「宇部市、萩市、下松市」に改め、「、周陽環境整備組合」を削り、「光地区消防組合」の次に「、宇部・山陽小野田消防組合」を加え、同表の 11 の項中「山口市」の次に「、萩市」を加え、「、周陽環境整備組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

原案可決

令和○年○月○日

●●●●●●●● 議会議長 ○ ○

印影
○

この写しは議決書原本と相違ありません

令和○年○月○日

●●●●●●●● 議会議長 ○ ○

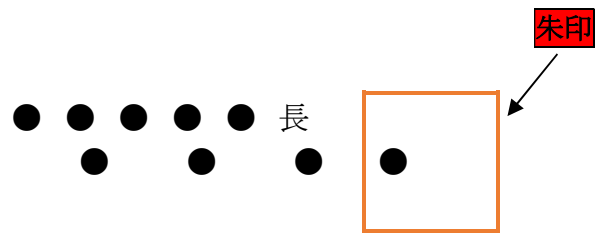
朱印
○

山口県市町総合事務組合からの周陽環境整備組合の脱退について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日限り、山口県市町総合事務組合から周陽環境整備組合を脱退させる。

以上のおり協議を行った。

令和 5 年 3 月 2 8 日



山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の構成団体の変更
及びこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合同約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体に宇部市、萩市及び宇部・山陽小野田消防組合を加え、同条第 11 号に規定する事務を共同処理する団体に萩市を加えること並びにこれに伴い同組合同約を以下のとおり変更する。

山口県市町総合事務組合同約の一部を改正する規約
別表第 1 中「、周陽環境整備組合」を削る。

別表第 2 の 2 及び 6 の項中「、周陽環境整備組合」を削り、同表の 8 の項中「下松市」を「宇部市、萩市、下松市」に改め、「、周陽環境整備組合」を削り、「光地区消防組合」の次に「、宇部・山陽小野田消防組合」を加え、同表の 11 の項中「山口市」の次に「、萩市」を加え、「、周陽環境整備組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

以上のとおり協議を行った。

令和 5 年 3 月 2 8 日

● ● ● ● ● 長 ●

●

朱印

